

食品の安全

毎年度
策定

食品衛生監視
指導計画

生産から消費に至る総合的な安全確保対策

毎年度
策定

アクションプラン【具体的施策】

食品衛生行政

- ・監視指導
- ・食品の検査
- ・情報の収集, 提供...等

農畜産行政

- ・自主管理の推進
- ・情報の開示(提供)

消費者行政

- ・正しい知識の習得
- ・施策への意見表明
や提言

本市の責務

生産者、食品等事業者の責務

消費者の役割

- 「基本理念」食品の安全性確保はすべての市民が健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠
- 「3つの視点」
- 消費者の視点に立った安全性確保
 - 事業者の自主管理による安全性確保
 - 関係者による相互理解と協力による安全性確保

仙台市食品の安全性確保に関する基本方針

みやぎ食の安全安心推進条例

食品安全基本法

地方公共団体は、この法の基本理念にのっとり、食品の安全性確保に関し、国との役割分担を踏まえて、施策を策定、実施する責務を有する。